

(案) 令和 8 年 7 月 (修正版)

令和●年度協定書

藤沢市（以下「委託者」という。）と●●共同企業体（以下「受託者」という。）は、委託者と受託者が20●●年（令和●年）●月●日に締結した藤沢市下水道施設官民連携事業に関する基本契約書（以下「本契約」という。）第9条第1項に基づき、令和●年度の業務について、次のとおり年度協定を締結する。

（定義）

第1条 本契約において定義されている用語は、本協定に別途定める場合を除き、本協定においても同じ意味を有するものとする。

2 本協定における各条項の見出しは参照の便宜のためのものであり、本協定の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（業務の内容）

第2条 令和●年度の業務の内容は、別紙1－1のとおりとする。

（業務の実施）

第3条 受託者は、本契約及び本協定に従い、業務を実施する。

（業務の着手）

第4条 受託者は、本協定の締結日に業務に着手しなければならない。ただし、委託者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

（業務委託料）

第5条 令和●年度の業務委託料は、別紙1－2のとおりとする。

（検査及び引渡し等）

第6条 委託者及び受託者は、別紙1－3のとおり業務の検査及び成果品の引渡し等を行わなければならない。

（業務委託料の支払）

第7条 委託者は、別紙1－3のとおり受託者に業務委託料を支払うものとする。

（年度協定の変更）

第8条 本協定の記載事項に関して変更の必要が生じた場合、委託者及び受託者は、協議の上、本協定を変更することができる。

（本契約の終了又は解除による本協定の解除）

第9条 本協定の期間中に本契約が終了又は解除された場合は、本協定は終了するも

のとする。

- 2 前項の規定により本協定が終了した場合に、委託者及び受託者が当該終了に起因して生じる損害については、本契約の定めに従うものとする。

(年度協定の効力)

第10条 本協定は、20●●年（令和●年）3月31日まで効力を有する。

(契約の効力の遡及)

第11条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本協定を締結する場合にあって、協定締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本協定の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、本契約に定めるところに従う。

- 2 本協定と本契約との間に齟齬又は矛盾がある場合には、本協定が優先的な効力を有する。

本協定の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保管するものとする。ただし、本協定の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

20●●年（令和●年）●月●日

委託者 住所 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木 恒夫 印

受託者 ●●共同企業体
(代表企業)
住所

氏名 印

別紙 1 - 1 令和●年度の業務内容

1 共通事項

業務箇所：藤沢市内全域

予定時期：20●年4月1日～20●年3月31日

2 業務内容等

(1) 計画的業務 (3条予算)

業 務		単位	数量	備 考
巡 視	巡視工 (圧送管：埋設部)	m		昼間
	巡視工 (圧送管：添架部)	m		昼間 江の島弁天橋
	取付け管 (不在等で調査ができなかった箇所)	箇所		
点 検	マンホール点検工 (圧送管：弁筐等)	箇所		昼間
		箇所		夜間
	圧送管点検工 (圧送管：添架部)	日		昼間 弁天橋、蓼中橋、鐘淵橋
	ポンプの定期点検 (マンホールポンプ点検工)	箇所		
	定期点検に伴う簡易な修繕 (マンホールポンプ点検工)	箇所		
	故障・異常時の緊急対応 (マンホールポンプ点検工)	箇所		昼間
		箇所		夜間
調 査	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管以外) (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	m		昼間
		m		夜間
	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管) (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	m		昼間
		m		夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 以上～φ1,500mm 未満) (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	m		昼間
		m		夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ1,500mm 以上～φ2,000mm 未満) (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	m		昼間
		m		夜間
	潜行目視調査工 (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	m		昼間
		m		夜間
	取付け管 TV カメラ調査工 (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	箇所		昼間
		箇所		夜間
	マンホール目視調査工 (路面下空洞調査で確認された空洞箇所)	箇所		昼間
		箇所		夜間
	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管以外) (圧送管吐出し (下流側 1 スパン))	m		昼間
		m		夜間
	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管) (圧送管吐出し (下流側 1 スパン))	m		夜間
		m		夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 以上～φ1,500mm 未満) (圧送管吐出し (下流側 1 スパン))	m		昼間
		m		夜間

業 務		単位	数量	備 考
調 査	大口径 TV カメラ調査工（φ1,500mm 以上～φ2,000mm 未満） （圧送管吐出し（下流側 1 スパン））	m		昼間
	マンホール目視調査工（圧送管吐出し （下流側 1 スパン））	箇所		昼間
		箇所		夜間
	マンホール目視調査工（管きょ（幹線のみ））	箇所		昼間
		箇所		夜間
	マンホール目視調査工（伏越し 14 箇所）	箇所		昼間
		箇所		夜間
	マンホール目視調査工（貯留管）	箇所		昼間
		箇所		夜間
	マンホール目視調査工（調整池）	箇所		昼間 1 回/5 年 31 調整池
		箇所		夜間 1 回/5 年 2 調整池
清 掃	管きょ内洗浄 （路面下空洞調査で確認された空洞箇所）	m		昼間
		m		夜間
	管きょ内清掃 （路面下空洞調査で確認された空洞箇所）	m		昼間
		m		夜間
		m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量
	管きょ内洗浄 （圧送管吐出し（下流側 1 スパン））	m		夜間
	管きょ内障害物等撤去工（モルタル・油脂除去） （ストマネ調査で確認したモルタル、侵入根の除去）	箇所		昼間
		箇所		夜間
	管きょ内障害物等撤去工（侵入根） （ストマネ調査で確認したモルタル、侵入根の除去）	箇所		昼間
		箇所		夜間
	伏越し管の清掃（管きょ内清掃）	m		昼間
		m		夜間
		m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量
	管きょ（幹線のみ）マンホール内清掃	m		昼間
		m		夜間
		m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量
	伏越し マンホール内清掃	m		昼間
		m		夜間
		m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量

業 務		単位	数量	備 考
清 掃	調整池 マンホール内清掃	m		昼間
		m		夜間
		m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量
	取付け管清掃	箇所		昼間
		m3		処分量
	取付ます清掃	箇所		昼間
		m3		処分量

(2) 計画的業務 (4 条予算)

業 務		単位	数量	備 考
調 査	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管以外) (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
	小中口径 TV カメラ調査工 (φ800mm 未満) (陶管) (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ800mm～φ1,500mm 未満) (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
	大口径 TV カメラ調査工 (φ1,500mm～φ2,000mm 未満) (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
	潜行目視調査工 (φ2,000mm 以上) (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
	取付け管 TV カメラ調査工 (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	箇所		昼間
		箇所		夜間
清 掃	マンホール目視調査工 (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	箇所		昼間
		箇所		夜間
	管きょ内洗浄工 (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m		昼間
		m		夜間
		m		昼間
		m		夜間
	管きょ内清掃工 (藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針に基づく)	m3		昼間 処分量
		m3		夜間 処分量

(3) 修繕等業務

業 務		単位	数量	備 考
資料作成	現地調査	箇所		
	図面作成（本管）	箇所		
	図面作成（マンホール本体）	箇所		
	図面作成（取付け管・ます）	箇所		
	路面下空洞箇所（要緊急対応箇所）	箇所		
修繕	本管部分入替	箇所		
	マンホール本体修繕	箇所		
	ます修繕	箇所		
	空洞箇所の緊急対応（穴埋め）	箇所		
	下水道用地修繕	箇所		
下水道用地管理		箇所		

(4) 検査補助・普及業務

業 務	単位	数量	備 考
水洗便所普及促進	件		
検査補助業務（排水設備検査補助業務）	件		
検査補助業務（自費施工検査補助業務）	件		

(5) 住民対応等業務

業 務	単位	数量	備 考
新設用資料作成業務	件		

(6) 改築業務 (ストマネ)

業 務			単位	数量	備 考
改築設計	改築 (管更生) 詳細設計 800mm 未満		m		
	改築 (管更生) 詳細設計 800mm 以上		m		
	改築 (布設替え) 詳細設計 1,200mm 未満		m		
	改築 (布設替え) 詳細設計 1,200mm 以上		m		
	改築 (更生) 詳細設計 マンホール		箇所		
	改築 (布設替え) 詳細設計 取付け管		箇所		
	改築 (更生) 詳細設計 取付け管		箇所		
機能耐久調査	管きよ	中性化試験	測点		φ 800mm 以上 φ 2,000mm 未満
		鉄筋腐食試験	測点		φ 800mm 以上 φ 2,000mm 未満
		圧縮強度試験	測点		φ 800mm 以上 φ 2,000mm 未満
		鉄筋探査	測点		φ 800mm 以上 φ 2,000mm 未満
	マンホール	中性化試験	測点		
		鉄筋腐食試験	測点		
		圧縮強度試験	測点		
		鉄筋探査	測点		

(7) 改築業務（耐震化）

業 務		単位	数量	備 考
耐震診断	南部処理区（上下一体耐震化計画分） 管きよ・マンホール	km		
	南部処理区（総合地震対策分） 管きよ・マンホール	km		
	東部処理区（総合地震対策分） 管きよ・マンホール	km		
	流域処理区（総合地震対策分） 管きよ・マンホール	km		
耐震改築設計	耐震改築設計 ・南部処理区 管きよ（内径 800mm 未満・800mm 以上）	m		
	耐震改築設計（マンホール管口）	基		
	耐震改築設計（マンホール浮上防止対策）	基		

(8) 計画策定業務

業 務		単位	数量	備 考
計画策定	ストックマネジメント実施方針改訂	式		
	ストックマネジメント（第三期）計画（管路施設）策定	式		
	ストックマネジメント（第四期）計画（管路施設）策定	式		
	ストックマネジメント（第五期）計画（管路施設）策定	式		
	ストックマネジメント計画（マンホールポンプ）策定	式		
	修繕・改築選定	km		

(9) データベース作成業務

業 務			単位	数量	備 考
データベース作成	点検 調査 清掃	管きよ	スパン		
		マンホール	箇所		
		取付け管	箇所		
	修繕 改築	管きよ	スパン		
		マンホール	箇所		
		取付け管	箇所		

(1 0) 統括管理業務

業 務	単位	数量	備 考
統括管理	式		

別紙 1－2 令和●年度の業務委託料

1 令和●年度の業務委託料

令和●年度の業務委託料は、次に示すとおりとする。ただし、協議により別表 1－1 に記載の業務内容を変更する場合は、併せて業務委託料についても協議により決定するものとする。

(1) 収益的支出 (3 条予算)

業 務	金 額 (円)	備 考
計画的業務		
圧送管巡視・点検		
ます・取付け管巡視業務		
マンホールポンプ点検業務		
調査		
清掃		
修繕等業務		
修繕用資料作成		
本管部分入替		
マンホール本体修繕		
ます修繕		
空洞箇所穴埋め修繕		
下水道用地修繕		
下水道用地管理		
検査補助・普及業務		
水洗便所普及促進		
検査補助 (排水設備検査補助)		
検査補助 (自費施工検査補助)		
データベース作成業務		
データベース作成		
統括管理業務		
統括管理		
作業価格		
消費税及び地方債税相当額		
業務委託料 (3 条予算)		

(2) 資本的支出 (4 条予算)

業 務	金 額 (円)	備 考
計画的業務		
調査		
清掃		
住民対応等業務		
新設用資料作成業務		
改築業務 (ストマネ)		
改築設計 (管きょ)		
改築設計 (マンホール)		
改築設計 (取付け管)		
機能耐久調査		
改築業務 (耐震化)		
耐震診断		
耐震改築設計 (管きょ)		
耐震改築設計 (マンホール管口)		
耐震改築設計 (マンホール浮上防止対策)		
計画策定業務		
ストックマネジメント実施方針改訂		
ストックマネジメント (第三期) 計画 (管路施設) 策定		
ストックマネジメント (第四期) 計画 (管路施設) 策定		
ストックマネジメント (第五期) 計画 (管路施設) 策定		
ストックマネジメント計画 (マンホールポンプ) 策定		
修繕・改築選定		
作業価格		
消費税及び地方債税相当額		
業務委託料 (4 条予算)		

(3) 業務委託料 (総額・税込み)

業 務	金 額 (円)	備 考
令和●年業務委託料		
業務委託料 (3 条予算)		
業務委託料 (4 条予算)		
業務委託料 (総額)		

2 業務委託料の流用

令和●年度の業務委託料のうち、次に示す範囲の業務は委託料の流用ができるものとする。

(1) 業務（大分類）間

(3条予算)

流用可能な業務範囲	業務委託料
計画的業務、修繕等業務、データベース作成業務、統括管理業務 間	円

(4条予算)

流用可能な業務範囲	業務委託料
計画的業務、改築業務、計画策定業務 間	円

(2) 業務（中分類）間

(3条予算)

流用可能な業務範囲	業務委託料
巡視、点検、調査、清掃、修繕用資料作成、修繕、データベース作成、一元的管理、更新計画案作成 間	円

(4条予算)

流用可能な業務範囲	業務委託料
調査、清掃、機能耐久調査、改築設計、耐震診断、耐震改築設計、ストックマネジメント実施方針改訂、ストックマネジメント（第三・四・五期）計画（管路施設）策定、修繕・改築選定 間	円

別紙 1－3 業務の検査、引渡し及び業務委託料の支払

1. 計画的業務、検査補助・普及業務、住民対応等業務（新設用資料作成）、改築業務（改築設計、機能耐久調査、耐震診断、耐震改築設計）、計画策定業務、データベース作成業務、の検査、引渡し及び業務委託料の支払

年度協定書の締結

- ・委託者及び受託者は、当該年度の業務内容及び業務委託料を協議し決定する。
- ・各業務の業務委託料（税抜き）は、別紙 1－2 に記載している額を超えることはできない。ただし、年度協定書にて、業務委託料の流用を定める場合はこの限りではない。

↓ 年度協定書の締結日に業務に着手

業務の実施

打合せ記録簿の取り交わし

- ・別紙 1－1、2（業務内容等）に記載している、数量（または想定する業務量）を超えて業務を行う必要がある場合等また併せて別紙 1－2、2（業務委託料の流用）を適用する場合に取り交わす。

変更年度協定書の締結

- ・新たな業務（業務（小分類）に記載がない新たな業務）を追加する必要がある場合に締結する。
- ・別紙 1－2、2、（1）業務（大分類）間の流用金額を変更する場合に締結する。
- ・別紙 1－2、1、（3）業務委託料（総額・税込）の金額に変更が生じた場合に締結する。（当該内容による締結は、業務委託料の精算を行うことを目的とするため、原則として年度末の 1 回とする。ただし、業務委託料（3 条予算）または業務委託料（4 条予算）を増額する場合は、その都度締結する。）

業務の完了

- ・受託者は、要求水準書に示す書類（「業務報告書」等）を提出する。

↓ 受託者より「業務委託完了（部分完了）届」の提出があった日から10日以内

検査

- ・受託者立会いの上、検査を実施する。

合格

不合格

成果品の補正

- ・受託者は「補正届」を提出する。

成果物の引渡し

- ・受託者は速やかに「成果物引渡書」を提出し、成果物を引き渡す。

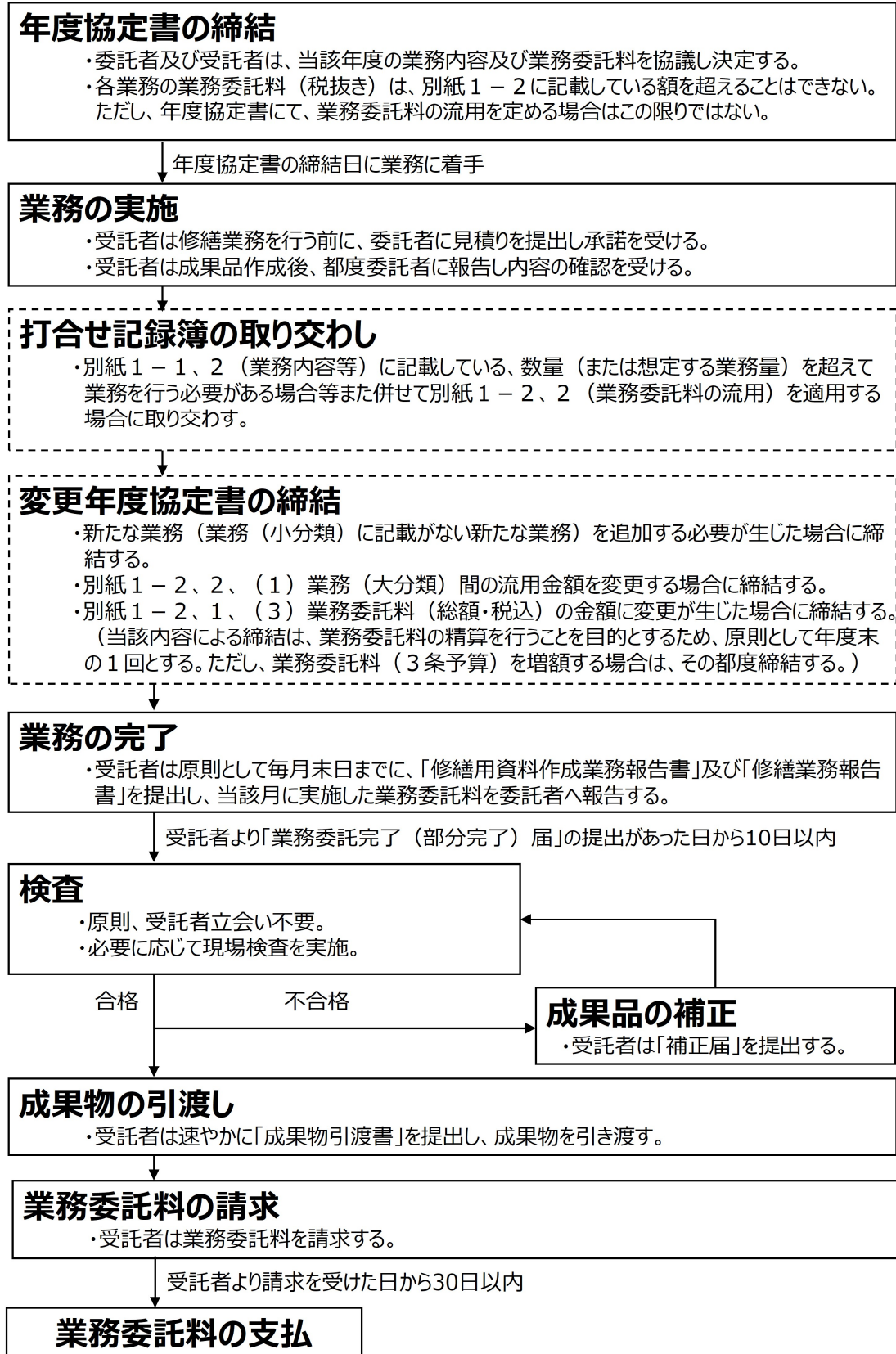
業務委託料の請求

- ・受託者は業務委託料を請求する。

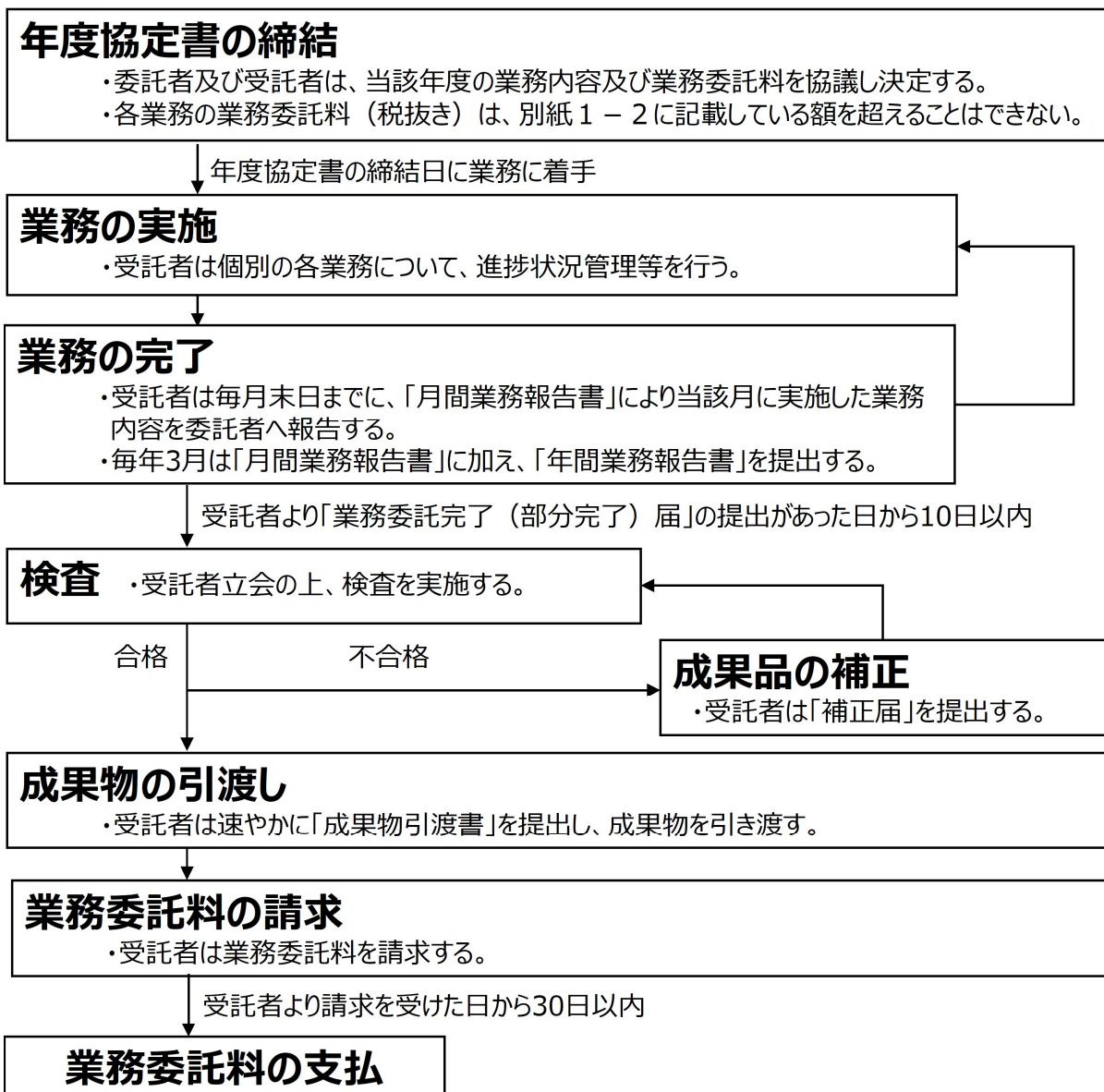
↓ 受託者より請求を受けた日から30日以内

業務委託料の支払

2. 修繕等業務の検査及び業務委託料の支払



3. 統括管理業務の検査、引渡し及び業務委託料の支払



なお、毎月の支払額については、別紙 1 - 4 のとおり。

別紙 1－4 統括管理業務における毎月の支払額

部分払いにおける毎月の支払額については、次の表のとおりとする。

	支払額（円）	
	（税抜き）	（税込み）
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		